

第26回総会 議事録

総会開会時刻 令和7年8月28日(木曜日)午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

1番 一柳 泰徳	3番 西良 利彦	4番 前原 良行	5番 金西 章
6番 原 美智子	7番 島田 正明	10番 山越 典子	11番 賀出 勝也
12番 増井 道宏	14番 川瀬 益栄	16番 井村 美江	19番 青木 正廣

(農業委員の欠席者)

2番 朝日 貴光	8番 豊田 泉朱	9番 樋富 美行	13番 服部 雅基
15番 船越 康博	17番 森 博之	18番 村岡 宇都美	

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 桑村 善彦	2区 前島 義夫	3区 中西 信之	4区 柳生 敬治
5区 宮田 芳和	5区 塚井 威史	7区 森吉 憲三	7区 徳山 守
8区 手塚 博	9区 濱田 武志	9区 吉成 秀明	10区 宮城 仁
10区 里村 雅博			

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

3区 松本 雅史	6区 市山 賢光	6区 雲井 正博
----------	----------	----------

(出席者)

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」

議案第3号「農用地利用集積等促進計画(一括)について」

報告

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第26回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、1番一柳泰徳委員、10番山越典子委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、2番朝日委員、8番豊田委員、9番樋富委員、13番服部委員、15番舩越委員、17番森委員、18番村岡委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをご覧ください。

はじめに、議案書の訂正をお願いいたします。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数2件、3筆でございましたが、整理番号2番につきましては、書類審査の中で、当事者間で確認する事項が発生したため、確認後、総会に諮ることになりましたので、今月の案件からは外させていただきます。

従いまして、議案第1号は、1件、2筆となります。これに伴い、1ページの目次の件数及び筆数の訂正もお願いいたします。

議案書の送付に間に合わず、申し訳ございませんでした。

それでは、議案を朗読いたします。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、取得後耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請に係る審議内容について、ご説明いたします。

整理番号1番、田2筆、合計面積1,976㎡、農業廃止による所有権移転の申請です。

譲渡人は市内在住で、今回の申請地2筆のみを数年前に相続しておりますが、農業経験がなく、既に実際の耕作は譲受人が行っているそうです。今後も譲渡人が耕作をする見込みがないため、譲受人に所有権も移転することで話がまとまり、今回の農地法第3条許可申請に至りました。

譲受人は農作業歴が50年以上あり、通作距離は1kmほどです。農業用機械は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機を所有しているとのこと。また、譲受人は、今年の5月にも3条許可申請をしており、個人経営ながら、営農の拡大を図っておられるようです。

以上、聞き取りや添付書類の内容から判断した結果、譲受人は、申請地の取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の要件には該当しておらず、許可要件を満たしていると思われま。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の川瀬委員さん、何か補足事項があればお願いします。

14番 川瀬委員

坂野の川瀬です。現地の確認に行っていました。そして、両方の方の話を聞いてきました。当人同士の間でお話がまとまり、きちんと相談ができております。何も問題はございませんので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号1番の採決に移ります。
整理番号1番の許可について、採決いたします。ご異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番は、原案どおり許可といたします。
以上で、議案第1号の審議を終了いたします。
引き続き、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の3ページをお開きください。
議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」、申請件数は2件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

なお、整理番号1番及び2番は、関連する内容となりますので、併せてご説明させていただいてよろしいでしょうか。

議長（青木会長）

それでは、1番と2番を併せて、説明し、一括審議としてよろしいですか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。では、整理番号1番及び2番は、併せて説明し、一括審議といたします。
それでは、事務局より、審議内容を説明してください。

事務局（局長）

議案第1号の整理番号1番、整理番号2番について、同様のないようであることから、整理番号1番を例にご説明いたします。

転用目的は、営農型太陽光発電設備の支柱部分に係る一時転用で、令和4年〇〇月〇〇日に徳島県より許可を得ましたが、許可期限である3年間の満了することから継続の申請でございます。

申請者は、申請農地を所有しており、営農型太陽光発電施設を行う前は農作業の一部を委託により行っていました。しかし、この委託ができなくなり自ら水稻を行うには農機具への投資が必要となることからシキミ栽培の営農型による太陽光発電を利用することで収支の安定を図ることを計画し、約3年前に、農地法第4条の申請に至りました。

申請地は、〇〇小学校より、整理番号1番は南西へ約300m、整理番号2番は同じく約530mに位置します。どちらの農地も平成2年に土地改良事業いわゆる圃場整備が行われていることから第1種農地と判断されます。営農型太陽光発電施設については、第1種農地でも設置は可能であります。

整理番号1番は、田、944㎡のうち0.4239㎡、整理番号2番は田、869㎡のうち0.3827㎡の一時転用となります。

申請地については、農用地区域内農地であるため、小松島市長より一時転用に係る農業振興地域整備計画への支障がない旨の意見をいただいております。

〇〇土地改良区から、転用に差しさわりのない旨の意見書が添付されてあります。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無につきましては、造成等はしないため、問題はないものと思われまます。また、万が一、被害が生じた場合には、申請者が責任を持って解決いたします。

シキミ栽培を選択した理由は、営農計画書によると太陽光パネルの下でも栽培可能であり、親族がシキミ栽培を行っていることから営農指導を受けられるからとのこととでございます。

シキミはおおよそ1.5mから2m程度の低木での収穫が可能であり、最低地上高2mは十分に空間が確保されています。植付け間隔は約1.4mであることから支柱による営農への支障ありません。

営農指導については、〇〇にて長年シキミを栽培している親族が行っており、困難事案がありますと〇〇や〇〇から助言をいただけることになっています。

太陽光発電設備の下部での単収は、当初は3年目より出荷を予定していましたが、初年度排水が適切に行われなかったことから根腐れが発生したことから、その対策として、排水溝を下げ、畝を高くするようにしたことから、現在は順調に成長していますが、出荷には至っておりません。

今後、4年目以降、苗木が成長することで徐々に収穫量が増え、最終的には地域の平均的な単収の8割以上を見込んでいます。

このことから申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

以上のことから、事務局としましては整理番号1番及び2番の案件の継続申請については、許可相当との意見を付して、県に進達したいと考えます。

なお、営農型太陽光設備については、徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件であることを申し添えます。

最後に補足ですが、他者が所有している農地に太陽光発電設備を設置する場合は、5条の許可申請と3条の区分地上権の許可申請が同時に行われますが、本案件は、自身が所有している農地に、自身で営農型太陽光発電設備を設置するため、4条申請のみとなります。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の原委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

6番 原委員

新居見町の原です。この間、現地の確認に行ってきました。2筆とも太陽光を設置し、下にシキビを植えていました。畔や道はきれいに草刈りをして、溝もきれいに清掃をして何ら問題はありませんでした。みなさまのご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号1番及び2番の採決に移ります。

整理番号1番及び2番の許可について、採決いたします。ご異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番及び2番は、許可相当との意見を付して、県へ進達することといたします。

以上で議案第2号を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積等促進計画（一括）について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の4ページをお願いいたします。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画（一括）について」、申請件数は5件、12筆です。

◆議案書にそって、権利の設定をする者、権利の設定をうける者、権利の設定をする農用地を朗読

農用地利用集積等促進計画（以下、「促進計画」という。）につきましては、地域計画の策定後、小松島市では、農地中間管理事業の推進に関する法律（以下、「機構法」という。）第18条第11項の規定により、農業委員会が徳島県農業開発公社（以下、「公社」という。）に計画作成の要請を行うことになっております。

今月の案件もすべて一括方式、以前の利用権でいうところの相対契約、となります。

公社に、促進計画の作成を要請するに当たり、支障がないかどうかの判断基準といたしまして、機構法第18条第5項に規定がございますが、これは受け手の経営形態によって、基準が変わるのですが、今月の受け手は、すべて個人経営の農業者となります。個人の農業者の場合の判断基準は、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められることと耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、となります。

今月の案件の受け手の方は、5ページの一覧表をご覧くださいますと、9番から12番までは、認定農業者で、地域計画にも位置付けられた農業者の方々になりますので、基準を満たしているものと考えております。そのほか、1番から8番の耕作者に関しては、認定農業者等ではなく、地域計画に位置付けられている耕作者でもございませんが、添付書類により確認したところ、耕作面積、農作業従事日数、農機具の所有状況などの内容から、基準を満たしていると思われるので、公社に促進計画の策定を要請したいと考えております。

なお、促進計画の策定に当たり、地域計画内の農地は、市農林水産課に地域計画に支障がないかということで意見を聴取する必要がございますので、地域計画内の農地については、事務局より、事前に担当課に照会し、支障はないとの回答を得ております。

それでは、促進計画の作成の要請について、ご審議をお願いいたします。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より説明がありました。
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、採決に移ります。
農業委員会として、案のとおり、促進計画の作成を要請することについて、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

異議がないということですので、案のとおり、公社に、促進計画の作成を要請いたします。
以上で議案第3号を終了いたします。
以上で議案についての審議を終了いたします。
それでは、引き続き議案外に移ります。
報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

続きまして、議案書の6ページをお開きください。
報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番、田1筆、面積1,047㎡で、駐車場としての4条届出になります。申請人は、最近、相続により届出地を取得しておりまして、現地は、〇〇のすぐ近くで、〇〇線沿いの農地です。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長

の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

続きまして、議案書の7ページをお開きください。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として、農地法第18条第6項の規定による通知書および合意解約書に双方の署名がされ、提出されております。

報告につきましては、以上でございます。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外2件について報告がありました。

何かご意見等はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ご意見等ないようですので、議案外について終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

終了時刻 午後1時48分

会議録署名委員 1番 一柳 泰徳 委員 10番 山越 典子 委員